

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成20年3月

1 現 状 (平成19年4月1日現在)

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公 務 員				民 間			参考 A/B
	職員数	平均年齢	平均給料 月 額	平均給与 月額(A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
城里町全体	11人	52.4歳	293,700円	306,300円	-	-	-	
学校給食	8人	53.2歳	295,800円	300,800円	調理士	43.1歳	264,900円	1.14
用務員	1人	***	*****	*****	用務員	53.9歳	227,200円	***
運転手	2人	43.4歳	256,800円	262,000円	自家用自動車 運転手	43.7歳	308,900円	0.85
茨城県	-	47.2歳	349,608円	388,311円	-	-	-	
国	-	48.4歳	286,500円	-	-	-	-	
類似団体	-	49.1歳	279,800円	299,567円	-	-	-	

「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(賃金構造基本統計調査：平成16年～18年の3ヵ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
城里町全体	0	0	0	0	1	0	0	1	1	2	6	0
学校給食								1	1	1	5	
用務員											1	
運転手					1					1		

(3) その他の給与に関する事項

ア 給料表

就業規則給料表(国の行政職給料表(二)に同じ)の3級制を採用しています。

平成18年4月には、国の給与構造見直しに伴い給料水準を平均1.2%引き下げています。

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当を該当者に支給。
技能労務職員に係る特殊勤務手当は支給されていません。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、合併以降(平成17年2月)、新規の採用は行っていません。また、今後の取扱としては、平成18年3月に策定した城里町集中改革プランに基づく定員管理を厳しく管理している現状であり、基本的に退職不補充とし新規正職員の採用は行いません。

職員の退職や休職等によって人員不足となった場合は、民間委託や期間限定の臨時的任用で対応していくこととしています。

3 具体的な取組内容

定員について

平成19年度より七会診療所の入院を廃止したことに伴い調理員の定員が削減されました。今後、定年退職に伴う職員の採用は行わずに退職不補充とし定員を削減します。給食センターの統廃合を集中改革プランに基づき検討していきます。

給与について

技能労務職員の給与等については、合併時に給料表や手当等の見直し、是正を行いました。平成18年4月には、給与構造改革に基づく給与制度改革を実施し、給料表を5級制から3級制にするとともに、枠外昇給を廃止し57歳以上の高齢層の昇給抑制を実施しています。さらに、就業規則給料表を適用しながら各年度における人事院勧告と同等となるよう、適正な運用を実施して行きます。

諸手当について

合併の際に特殊勤務手当はすべて廃止したため、現在のところ見直しは考えておりません。

昇給昇格

現在、人事評価制度導入に向け検討中であり、制度確立までの間は勤務実績等に応じた昇給・昇格を実施していきます。

人事評価導入後は、能力・実績等を重視した給与制度へ転換を図ってまいります。